

鳥取縣公報

條 例

◇鳥取縣條例第三十一号

鳥取縣医療機關整備審議會條例を次のように定める。

昭和二十五年八月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

(目的)

第一條 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十

二條第二項の規定による鳥取縣医療機關整備審議會

(以下審議會という。)は知事の諮問に応じ医療機關の整備に関する重要事項を調査審議するを目的とする。

(構成)

第二條 審議會は委員三十名以内をもつて組織する。

2、委員は医療機關の開設者若しくは管理者、医師、齒

昭和二十五年八月五日 外 土曜日

本書ノ大キサハ國 規格A五判

科医師、医療を受ける立場にある者、学識経験のある者、又は関係各庁の官吏若しくは吏員のうちから知事が命じ又は委嘱する。

(会長及び副会長)

第三條 審議會に会長、副会長各一名を置く。

2、会長、副会長は委員の互選による。

(会長及び副会長の任務)

第四條 会長は会務を総理する。

2、副会長は会長事故あるときその職務を代理する。

(委員の任期及び解任、解嘱)

第五條 委員の任期は二年とする。但し委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期については、前任者の残任期間とする。

2、委員に職務遂行上支障があり又は委員としてふさわしくない行為があつたときは、前項の規定にかゝら

す解任又は解職することができる。

(議決方法)

第六條 審議会は委員の過半数が出席しなければ議事を

開き議決することができない。

2、議事は出席委員の過半数で決し可否同数のときは会長の決するところによる。

(幹事)

第七條 審議会に幹事若干名を置く。

2、幹事は鳥取縣の吏員のうちから知事が命ずる。

3、幹事は会長の指揮を受け庶務を整理する。

(書記)

第八條 審議会に書記若干名を置く。

2、書記は鳥取縣の吏員のうちから知事が命ずる。

3、書記は上司の指揮を受け庶務に従事する。

附則

この條例は公布の日から施行する。

◇鳥取縣 例第三十二号

鳥取縣旅費支給條例を次のように定める。

昭和二十五年八月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣旅費支給條例

第一條 吏員(副知事、出納長及び副出納長を除く)その他の者が公務によつて旅行するときは、別に定めるものを除くの外、この條例により旅費を支給する。

第二條 旅費は国家公務員等の旅費に関する法律に定めたる額を支給する。但し同法附則に定める車賃、日当、宿泊料等の割増については別表第一号表に掲げる職務にある者についてのみ支給するものとしその割増率も同表に定める率による。

又運賃の等級を三階級に区分する線路及び船舶により旅行する場合の一等の運賃並びに特別急行列車を運行する線路による旅行の場合の特別急行料金は当分の間支給しない。

第三條 土木出張所、港湾修築事務所、農業水利改良事務所、拓務所の在勤者及び地方滞在の林業技術員、

管農指導員、保健婦がその所轄区域内を巡回するときは、別表第二号表の日額旅費を支給する。

第四條 在勤地内における旅行については、左の各号の区分にしたがい当該旅費を支給する。

一、旅行が行程八キロメートル以上十六キロメートル未満の場合又は、引続き五時間以上八時間未満の場合には、日当定額の三分の一に相当する額。

二、旅行が行程十六キロメートル以上又は八時間以上の場合には、日当定額の二分の一に相当する額。

第五條 縣用の交通機関を利用して旅行した場合は、その旅行についての鉄道賃、船賃及び車賃は支給しない。

2、縣用の誠驗船、監視船又はその他の船舶に組み出動するときは、五時間未満の乗船及び臨時傭入れの船員には旅費を支給しない。

3、縣用の自動車による旅行における日当は左に定める額とする。

一、陸路五十キロメートル未満の場合においては、定額の二分の一に相当する額

二、在勤地内における旅行については前号の規定にかゝらず出張五時間以上の場合に限り第四條に定める額

4、公用の宿泊施設を利用して旅行した場合はその旅行についてこの條例に定める宿泊料の全部又は一部を支給しないことができる。

第六條 各種委員会(委員会、調査会、審査会、協議会その他これに準ずるものをいう)の委員並びに職員には次の区分によつて旅費を支給する。但し第四号に該当する者には、鉄道百キロメートル未満、水路五十キロメートル未満又は陸路二十五キロメートル未満並びに居住地内出張にあつても日当の全額を支給することができる。

一、官公吏にはその官級職相当の額
二、幹事及び書記又はこれに準ずる者には四級職以上の吏員に支給する額
三、雇、傭人及びこれに準ずる者にはその俸給額により相当と認められる級職に支給する額

四、前三号に該当しない者には四級職以上の吏員に支給する額

給する額に別表第一号表に定める割増率を乗して計算した額

2、第三号に定める職員の相当級職区分はその都度知事が定める

第七條 着後手当については別表第三号表に定める額を支給する。

第八條 知事又は解長は、予算その他の都合によりこの條例の規定にかゝらわらず旅費の定額を減じ又はその全部若しくは一部を支給しないことができる。

第九條 この條例に定めたもの外、路程の計算については、国家公務員の旅費支給規程を、その他旅費の支給については国家公務員等の旅費に関する法律を適用する。但し、旅行命令(依頼)及び旅費請求手続については知事がこれを定める。

第十條 この條例及び他の條例に規定しない者に対する旅費の支給についてはその都度知事においてこれを定める。

附則

1、この條例は昭和二十五年四月一日以後の旅行から適用する。但し第三條、第五條及び第七條の規定は公布の日以後の旅行から施行する。		2、昭和二十三年三月鳥取縣條例第十五号鳥取縣旅費支給條例は廃止する。	
別表第一号	旅費定額の割増率	割増率	四割
部長及びこれに準ずる者	各種委員会(委員会調査会、審査会、協議会その他これに準ずるものをいう)の委員	割増率	四割以内
本庁の課長並びにこれに準ずる者		割増率	二割
備考	部長並びに本庁の課長に準ずるものについては知事において別にこれを定める。		
別表第二号	日額旅費	日額	一〇〇円
事務吏員、技術吏員		日額	八〇円

雇、土木雇、耕地雇、営農指導員及び保健婦 七〇円

備考 在勤地内を巡回する場合の日額は第四條の規定する日当支給額をこえることができない。

別表第三号 着後手当

区	分	着後手当
五十キロメートル未満		二日二夜
百キロメートル未満		三日三夜
百キロメートル以上		四日四夜

備考 縣外から赴任した場合は、本表にかゝらわらず日五夜に相当する額を支給することができる。

◇鳥取縣條例第三十三号

昭和二十四年一月鳥取縣條例第三号鳥取縣協同農業普及事業條例の一部を次のように改正する。

昭和二十五年八月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣協同農業普及事業條例中改正條例

第五條第三号中「一年」を「二年」に改める。

附則

64年 前の條例は昭和二十五年十月一日からこれを施行する。

◇鳥取縣條例第三十四号

鳥取縣種禽検査條例の一部を次のように改正する。

昭和二十五年八月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣種禽検査條例中改正條例

第五條第二項を次のように改める。

前項の合格証の交付を受けた種禽から生産されたものでなければこれを種卵として人工孵化業者に販売又は譲渡してならない。人工孵化業者が購入又は譲渡を受けるときもまた同じ。

第五條第二項の次に次の一項を加える。

縣外で種禽を飼養するものより縣内の人工孵化業者が種卵を購入しようとするときは種禽を飼養するものの縣又は團體の行う種禽検査に合格した家禽から生産さ

00947

れたものでなければならぬ。

を預託した者」に改める。

第七條の次に次の一條を加える。

第二條を次のように改める。

第八條 次の各号の一に該当するものは五千円以下の罰金、拘留又は科料を科する。

第二條 使用料は左に定める額とする。但し特別の事情ある場合は使用料の一部又は全部を免除することができる。

- 一、第五條第二項及び第三項の種禽検査に合格していない家禽から生産された卵を種卵として人工孵化業者に販売又は譲渡した者及び購入又は譲渡を受けた人工孵化業者
- 二、第六條及び第七條の報告を故意に怠つた人工孵化業者

- 牛、馬 一頭一日につき 八円
 - めん羊、山羊 一頭一日につき 五円
- 第四條 使用料は日割計算とする。

附則

この條例は公布の日から施行する。

◇鳥取縣條例第三十五号

◇鳥取縣條例第三十六号

昭和二十四年五月鳥取縣條例第五十号鳥取縣畜牧場使用料條例の一部を次のように改正する。

鳥取縣家畜保健衛生所に関する條例を次のように定める。

昭和二十五年八月五日

昭和二十五年八月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣畜牧場使用料條例中改正條例

第一條中「家畜預託の承認を受けた者」とあるを「家畜

第一條 家畜保健衛生所法（以下「法」という。）第一

(設置)

00948

條の規定に基き法第三條各号に掲げる業務を処理させるため、鳥取縣家畜保健衛生所（以下「衛生所」という）を設置する。

第二條 衛生所及び出張所の名称、位置及び管轄区域及び所掌事務は知事が別に定める。

2、知事は必要があると認めるときは出張所を設置し、当該衛生所の事務の一部を分掌させることができる。

3、知事は家禽の保健衛生上必要があると認めるときは

第一項の規定にかかわらず当該衛生所に他の衛生所の管轄区域に属する事務の一部を期間を限り行わせることができる。

第三條 法第三條第七号に規定する事務は次の通りとする。

- 一、無獣医村における家畜の診療に関する事務
- 二、ひずめの衛生に関する事務
- 三、家畜の健康検査の実施に関する事務
- 四、その他管轄区域内における家畜衛生の向上に関する事務

附則

第七條 この條例は公布の日から施行する。

第八條 昭和二十四年七月鳥取縣家畜保健衛生所使用料徴收條例は廃止する。

第九條 昭和二十五年三月鳥取縣家畜保健衛生所設置條例は廃止する。

鳥取縣公報 号 外 昭和二十五年八月五日

(別表)

00949

種類	区分	料 金
器具使用料		一件につき百円以内
診察料		同
往診料	六軒以下の場合 六軒以上の場合	同 同 一軒に付十円を加える
薬治料	普通薬 高價薬	同 同 百円以内 実費
注射料	予防液、血清、 その他特殊注射	同 二百円以内
処置料		同 二百円以内
手術料		同 千円以内
薬剤容器料		同 二十円以内
文書料	診断書、処方箋、 証明書	同 百円以内
試験検査料		同 二百円以内
人工授精料	精液料 精液注入料	同 同 六百円以内 二百円以内

◇鳥取縣條例第三十七号

昭和二十二年六月鳥取縣條例第十九号知事、副知事等給与條例の一部を次のように改める。

昭和二十五年八月五日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治
知事、副知事等給与條例中改正條例
第一條及び第三條中「縣会の書記長」とあるを「縣会事務局長」に改める。
第五條を次のように改める。
第五條 旅費は左の各号に定めるものを除き鳥取縣旅費支給條例を準用する。
一、次に掲ぐる者には国家公務員等の旅費に関する法律別表第一に定める額に左の割合を加算した額を支給する。
知事 八割
副知事 六割
出納委員長 四割
監査委員 四割
縣会事務局長 二割
副出納委員長 二割
課長たる縣會書記

00950

附則
この條例は公布の日から施行する。但し第五條の規定は昭和二十五年四月一日より適用する。

◇鳥取縣條例第三十八号

昭和二十二年六月鳥取縣條例第十八号縣會議員等給与條例の一部を次のように改める。
昭和二十五年八月五日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治
縣會議員等給与條例中改正條例
第五條別表(二)を次のように改める。
別表(二) 旅費額

区分	旅費額		
	鉄道賃	船賃	車馬賃
一等賃	三円	同	同
二等賃	一六〇円	同	同
上等船賃	八〇〇円	同	同
上級船賃	六四〇円	同	同
二六〇円	同	同	同

附則
この條例は、昭和二十五年四月一日から適用する。

◇鳥取縣條例第三十九号

昭和二十三年二月鳥取縣條例第六号公安委員給与條例の一部を次のように改める。
昭和二十五年八月五日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治
公安委員給与條例中改正條例
第三條別表を次のように改める。
別表

区分	旅費額		
	鉄道賃	船賃	車馬賃
二等賃	三円	同	同
上等船賃	一六〇円	同	同
上級船賃	八〇〇円	同	同
六四〇円	同	同	同
二六〇円	同	同	同

附則
この條例は昭和二十五年四月一日から適用する。

鳥取縣條例第四十号

昭和二十二年六月鳥取縣條例第十七号公聴会参加者等の費用弁償條例の一部を次のように改める。

昭和二十五年八月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

公聴会参加者等の費用弁償條例中改正條例

第二條別表を次のように改める。

別表

区分	馬車 一杆につき	貨物 貨物	貨物 貨物	貨物 貨物	貨物 貨物
金額	三二	二	一六〇	六四〇	一六〇
	円	円	円	円	円
	貨金	貨金	日当	宿泊料	食卓料

附則

この條例は昭和二十五年四月一日から適用する。

鳥取縣條例第四十一号

鳥取縣水産食品衛生條例を次のように定める。

昭和二十五年八月五日

鳥取縣知事 西 尾 治

水産食品衛生條例

(目的)

第一條 この條例は他の法令に定めるものの外、水産食品の販売を業とする者の施設及び取扱に対して指導取締を行い、公衆衛生の向上増進に寄与し水産食品に基因する衛生上の危害の発生を未然に防止することを目的とする。

(定義)

第二條 この條例で水産食品とは、食用に供する水産動物及びこれらの製品をいう。

第三條 左に掲げる営業を営もうとする者は知事の行う登録を受けなければならない。

一、知事の指定する加工水産物販売業
二、鮮魚介類及び知事の指定する加工水産物行商営業

三、この條例で営業者とは営業を営む人又は法人をいう。
(営業の登録及び施設、取扱基準)

2、前項の規定する営業の施設及び取扱基は別表第一とする。

(登録手数料)

第四條 前條の規定による営業の登録を受けようとする者は別表第二に定める手数料を納めなければならない。

(登録証)

第五條 知事は第三條第一項に規定する営業の施設及び取扱いが第三條第二項の基準に合ふと認めるときは登録し登録証を交付しなければならない。

(登録証の掲示又は携行)

第六條 販売業を営むものは登録証を店舗に掲示し行商営業を営む者は登録証を就業中携行しなければならない。

(届出事項)

第七條 登録証をき損又は亡失したときは別表第二に定める手数料を納めて直ちに再交付の申請をしなければならない。
2、営業者が氏名、住所、生年月日、営業所所在地、営

業の名称、屋号又は商号に変更のあつたとき又は休業したときは、五日以内に知事に届け出なければならない。

3、営業者が廃業したときは、登録証を添付して十日以内に届け出なければならない。

(立入検査)

第八條 知事は必要があると認めるときは、当該吏員に關係場所に立入り第三條第二項の規程につきその実施の状況を検査させることができる。

2、前項の規定による当該吏員に臨検させるときは、これにその身分を示す証票を携帯させなければならない。

(知事の行政権限)

第九條 知事は営業者とその営業の施設及び取扱について第三條第二項の基準に違反したときは、その施設及び取扱の改善を命ずることができる。

2、前項の知事の命令に従わない者は第三條第一項の登録を取消することができる。
(罰則)

00953

第十條 第三條第一項の規定に違反した者又は前條の知事の命令に従わない者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關し前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても前條の罰金刑を科する。
(書類の提出)

第十二條 この條例により知事に提出する書類は正副二通とし、所轄保健所長を経由しなければならない。

(施行規定)

第十三條 この條例施行に關して必要な事項は知事が別に定める。

附則

この條例は公布の日から施行する。但し第六條の規定については昭和二十五年九月一日から施行する。

別表第一

第三條第二項の規定による營業の施設及び取扱基準

加工水産物販賣業

(建物の構造)

一、一定の店舗を有し便所その他公衆衛生上有害と認められる箇所から完全にしや断されていること。

二、店舗の床壁天井は平滑で掃除し易いものであり天井は緊密に張られていること。

探光換氣照明が充分であること。

三、店舗には食品の保管所及び陳列所を設けること。

又従業員の流水式手洗装置を設け石けんをそなえること。

(食品取扱設備)

四、食品の保管所及び陳列所には防虫、防そ、防塵の装置を施し通常取扱数量に応じた充分な廣さがあり、それぞれ食品の種類毎に一定の区画をすること。

五、食品の種類に応じて匙かぎはかり等適當な取扱器具を備え、そのまゝ食用に供する食品の取扱器具は

00954

一般用と區別すること。

六、食品取扱容器器具で食品に直接接觸する部分は平滑で耐水性であり、その構造は掃除し易いものであること。又食品取扱容器器具はよく修理が行き届いてゐること。

(給水及び汚物処理)

七、用水は上水道水か又は保健所その他の公立衛生試験機関で飲用適と認められたものであること。

八、廃棄物は有蓋で不滲透性容器に入れ、こん虫のつかないよう処理すること。屋外塵あい箱は有蓋とし且つ汚水の流失しない構造で殺虫操作その他の方法で常に清潔を保つこと。便所は井泉から六米以上、店舗から二米以上の位置にありそ族こん虫等の侵入しない構造で使用に便利であり、流水式手洗装置を有し石けんをそなえること。その汲取口は完全に閉鎖でき又便口からこん虫の出入しないように不用時は蓋をすること。便所は常に清潔に保持されよごされてゐないこと。

(取扱方法)

九、食品取扱に使用する容器器具類はすべて少くとも一日一回はよく洗じようする等の清掃を行い、特に食品に直接接觸する面は使用前入念に清潔にし、且つ營業中常に衛生的にしておくこと。

食品に直接接觸する器具の表面は洗じよう後常に攝氏七六・五度以上の熱湯蒸氣で消毒すること。

十、食品の取扱は常に衛生的で汚物、有毒若しくは有害な物質又はそ族、こん虫、塵あいにより汚染されないようにすること。

食品の保管所及び陳列所には、そ族、こん虫がいな

いこと。

(食品取扱者)

十一、食品はすべて細菌の繁殖を抑制するのに充分な温度で取扱うこと。

十二、傳染性の疾病又は化のう性の傷或はできものある者は食品を取扱う業務にたづさわらないこと。

十三、食品の取扱に従事する者は常に清潔な洗たくの

できる作業衣を着用すること。

十四、食品の取扱に従事する者は常に爪を短くきつておき、身体を清潔にし用便後及び外部から入つたときは必ず手を洗うこと。

手又は食品を取扱う器具で身体各部にふれないこと。

従業員はたん又はつばをはき又は煙草をすわないこと。

鮮魚介類及び知事の指定する加工水産物行商営業 (食品取扱設備)

一、食品取扱容器は衛生的なものであること。

二、食品の種類及び取扱数量に応じた食品取扱容器をそなえ箸、匙、かぎ、はかり等適当な取扱器具をそなえること。

三、食品取扱器具で食品に直接接觸する部分は平滑で耐水性がありその構造は掃除し易いものであること。

四、取扱器具はよく修理が行届いて破損等がないこと。

ないこと。

(取扱方法)

五、食品取扱に使用する容器、器具類はすべて少くとも一日一回は洗しようする等の清掃を行い、特に食品に直接接觸する面は使用前に入念に清潔にし且つ、従業員中に衛生的にしておくこと。

食品に直接接觸する器具の表面は、洗しよう後常に攝氏七六・五度以上の熱湯蒸気で消毒すること。

六、食品の取扱は常に衛生的であり容器器具は有がいとし運搬等に際し特にそ族、こん虫、塵あい等により汚されるのを防ぐとともに鮮魚介類を生食する目的をもつて調理販売しないこと。

七、食品は氷の使用等によりその鮮度保持に努めること。

(食品の取扱者) 八、傳染性の疾病又は化のう性の傷或はできもののある場合は営業に従事しないこと。

九、直接営業に従事するときは清潔な洗たくのできる

作業衣を着用すること。

十、直接営業に従事するときは常に爪を短かくきつておき、身体を清潔にし用便の後には必ず石けんて手を洗うこと。食品を取扱う器具を身体各部にふれないこと。食品の取扱中はたん又はつばをはき又は煙草を吸わないこと。

多少でも下痢症疾患のある時は営業に従事しないこと。

別表第二

営業登録証交付手数料

知事の指定する加工水産物販売業 一五〇円

鮮魚介類及び知事の指定する加工水産物行商営業 一五〇円

営業登録証再交付手数料 五〇円

鳥取縣條例第四十二号

昭和二十三年六月鳥取縣條例第四十号鳥取縣監査委員條例の一部を次のように改正する。

昭和二十五年八月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣監査委員條例中改正條例

第二條第十号の次に左の一号を加える。

十一 地方自治法第二百四十四條の二の規定に基き知事より審査請求があつたときこれを監査すること。

第十條の二 委員は監査を終つたときはその結果を所轄行政庁又は縣議會及び知事並びに關係のある選挙管理委員会、公安委員会、教育委員会その他法令又は條例に基き委員会又は委員に報告しなければなら

ない。

第十一條を次のように改める。

第十一條 前條の報告中知事又は教育委員会において措置すべき事項があつた場合は当該事項所管の部課長及び解長は知事又は教育委員会並びに監査委員に、又選挙管理委員会、公安委員会その他法令又は條例に基き委員会又は委員において措置すべき事項があつた場合は監査委員にその経過並びに結果を速かに

報告しなければならない。

附則

この條例は公布の日から施行し昭和二十五年五月四日から適用する。

鳥取縣條例第四十三号

鳥取縣綜合開發審議會條例を次のように定める。

昭和二十五年八月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣綜合開發審議會條例

(目的)

第一條 鳥取縣綜合開發計画及び特定地域綜合開發計画(以下「綜合開發計画」という)について調査審議するため国土綜合開發法(昭和二十五年法律第二百五号(以下「法」という)第九條第一項の規定に基いてこの條例の定めるところにより鳥取縣綜合開發審議會(以下「審議會」という)を設置する。

(任務)

第二條 審議會は前條の調査審議の結果を知事に報告し又は勧告する。
第三條 審議會は知事が綜合開發計画を作成したとき又は綜合開發計画について法第五條の規定による内閣總理大臣の勧告若しくは助言を受けたときその実施の推進その他に關して必要があると認める場合は知事に意見を申出ることができる。
第四條 知事は第二條の規定による報告又は勧告を受けたとき及び第三條の規定による意見の申出を受けたときその必要があると認める場合はその報告書又は勧告書若しくは意見書の寫を縣議會に送付する。
第五條 知事は左に掲げる事項について審議會の意見をきくことができる。
一、法第十一條の規定による關係行政機關の長の助言
二、法第四條第二項の各号に掲げる事項について国土綜合開發審議會が公表した事項のうち必要があると認める事項
三、特定地域の指定に關し法第十條第二項の規定によ

る同

四、法第八條第一項の規定による地方綜合開發計画区域の設定

五、綜合開發計画と法第八條第一項の規定による地方綜合開發計画との整合に關する事項

六、綜合開發計画の作成及び実施のために必要があると認める事項

2、知事は前項各号について意見をきいたとき、その必要があるに認める場合はその意見書の寫を縣の議會に送付する。

(組織)

第六條 審議會は委員三十人以内で組織する。

(委員)

第七條 委員は国土綜合開發計画に關し學識経験を有する者、縣議會議員、縣職員及び市町村長の代表者のうちから知事が任命又は委嘱する。
2、委員の任期は二年とする。

(特別委員)

第八條 審議會に特別の事項を調査審議するために特別委員を置くことができる。
2、特別委員は學識経験を有する者その他適當と認める者のうちから知事が任命又は委嘱する。

(会長及び副会長)

第九條 審議會に会長一人及び副会長一人を置き、会長は知事を充て、副会長は委員のうちから互選する。

2、会長は会務を総理し審議會を代表する。

3、副会長は会長を助け、会長に事故がある場合にその職務を代理する。

(専門委員)

第十條 審議會に、専門の事項を調査させるために、専門委員を置くことができる。

2、専門委員は、縣の職員及び學識経験を有する者のうちから、審議會の推薦に基いて知事が任命又は委嘱する。

(會議)

第十一條 審議會の會議は会長が招集し、会長が議長と

- なる。
- 2、会議は、委員の半数以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。
- 3、会議の議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(部会)

第十二條 審議会に、その所掌事項に係る専門的事項又は地域の事項を分掌させるために、その定めるところにより部会を置くことができる。

2、部会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、会長が指名する。

3、部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

4、部会長は、部務を掌理し、部会の経過及び結果を会議に報告する。

5、部会の運営その他に関して必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(幹事)

第十三條 審議会に、幹事を置き、縣の職員のうちから会長が任命する。

2、幹事は審議会の事務に当る。

(事務の処理)

第十四條 審議会の事務は、知事室企画課で処理する。

(公聴会等)

第十五條 審議会は、その任務を行うために必要があると認める場合は、公聴会を開きその他適当な方法により眞に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から廣く意見をきかなければならない。

(資料の提出等の依頼)

第十六條 審議会はその任務を行うために必要があると認める場合は関係機関地方公共団体その他の関係団体に対して資料の提出又は説明若しくは調査を依頼することができる。

(施行規定)

第十七條 この條例施行に關して必要な事項は知事が別に定める。

規 則

この條例は公布の日から施行する。

◇鳥取縣規則第五十六号

鳥取縣農産物検査條例に基き鳥取縣農産物検査條例施行規則を次のように定める。

昭和二十五年八月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣農産物検査條例施行規則

(通則)

第一條 本縣の農産物の検査(以下検査という。)については昭和二十五年八月鳥取縣條例第三十号鳥取縣農産物検査條例(以下條例という。)による外この規則の定めるところによる。

(検査員)

第二條 検査は知事の任命又は委嘱した検査員がこれを行う。

2 検査員が検査を行う場合には様式第一号の農産物検査員証(以下検査員証という。)を携帯しなければならない。

3 前項の検査員証は関係者の要求があつたときはこれを提示しなければならない。

(検査の申請)

第三條 條例第四條の規定による検査を受けようとする者は様式第二号による検査申請書(正副二通)を検査員を経て知事に提出しなければならない。

2 條例第五條第一項第四号の規定により知事の許可を受けようとする者は様式第三号による検査免除申請書(正副二通)を検査員を経て知事に提出しなければならない。

(検査の場所)

第四條 検査は農業倉庫又は知事の指定した場所で行う。但し特別の事情がある場合は知事の承認を受けて他の場所で検査を受けることができる。

(検査実施の順序)

00961

第五條 検査は申請書の受付順によつて行うものとする。但し特別の事由がある場合はこの限りでない。

(検査の立会)

第六條 検査の申請者又はその代理人は検査に立会い、検査員の指示に従わなければならない。

2 前項の指示に従わないときはその検査を中止することが出来る。

第七條 検査を行うに際し規準に適合しないもの又は過度の水分を含有するものに對してはその検査を中止することが出来る。

2 前項の規定によつて検査を中止されたときはその当日から起算し七日以内に不備の点を補正して検査を受けなければ既に行つた検査申請は効力を失うものとする。

(再検査の請求)

第八條 條例第八條の規定による再検査を請求しようとする者は様式第二号による再検査申請書(正副二通)を知事に提出しなければならない。

(証票等の様式及びその取扱方法)
第九條 検査を受けようとする者はその結束又は包装に、様式第四号による証票を結び付けなければならない。

第十條 検査を行つたときは條例第三條に基き検査單位ごとに合格又は不合格を判定、等級を決定し前條の証票に様式第四号の等級証印を押捺しなければならない。

2 検査員検査を終つたときは前條の証票に認印を押捺しなければならない。

3 前各項により附した等級証印及び認印をまつ消するときは様式第五号による消印によりこれを行う。

第十一條 條例第五條第一項第四号の規定により許可を受けた農産物については様式第六号の荷札を附して検査員に届け出て、様式第七号による証印及び検査員の認印の押捺を受けなければならない。

(検査手数料)

第十二條 條例第十條に基く検査手数料は第三條の検査申請書に「鳥取縣農産物検査手数料納收証票(以下納收証票という。)」を貼付してこれを納付しなければならない。

00962

なま

第十三條 納收証票は次の通りとし出納長の印章を押捺してこれを発行する。

納收証票 縦二、六糎 横三、六糎



縣出納長の印章
納收証票の種類

- 一千円券
- 百円券
- 五十円券
- 十円券

肉色(朱)

- 刷色
- 褐色
- 綠色
- 紫色
- 青色

一円券

黄色

五十銭券

藍色

十銭券

樺色

五銭券

褐色

第十四條 納收証票は縣において指定する納收証票売捌人(以下売捌人という)が売捌きをする。

2 売捌人に対しては額面の百分の三に相当する金額を売捌手数料として交付する。

第十五條 売捌人納收証票の交付を受けようとするときは、所要納收証票を様式第八号による請求書により、知事に請求し現金と引換にその交付を受けなければならない。

第十六條 損傷又は汚染した納收証票はこれを使用することは出来ない。

第十七條 この規則改廃のため使用することのできない納收証票又は納收証票の取扱を廢止したため売り渡し未済となつた納收証票は不用となつた日から一箇月以内に限りこれを返還することができる。

附 則

第十八條 この規則は公布の日から施行し鳥取縣農産物検査條例施行の日から適用する。

第十九條 昭和二十三年五月鳥取縣規則第二十九号鳥取縣農工品検査規則は廃止する。

様式第一号

第 号

職 氏 名

農産物検査員印

鳥取縣印

昭和 年 月 日交付

鳥取縣農産物検査條例
施行規則(抜萃)

横 六纏

縦八、五纏

厚紙 白紙

- 1 前項の検査員証は関係者の要求があつたときはこれを提示しなければならぬ。
- 2 検査員が検査を行う場合には様式第一号の農産物検査員証(以下検査員証という)を携帯しなければならない。
- 3 第二條 検査は知事の任命又は委嘱した検査員がこれを行う

様式第一号 (用紙半紙半裁型)

(1) 検査申請書

農産物検査申請書

昭和 年 産 別種	手数料 円 銭	品名	数量	枚買
		受検希望月日	月 日	
		受検場所		

右検査を受けたいので申請する。

年 月 日

申請者住所

鳥取縣知事 殿 氏名

印

検査数量	等級
特上	特
特	一等、二等
は上等	又は三等
	並又は四等
	外規格外

手数料納付額 円 銭 内稟権額 円 銭

検査手数料(納收証票)貼付場所

(2) 再検査申請書

農産物再検査申請書

昭和 年 産 別種	手数料 円 銭	品名	数量	等級
	前検査年月日	前検査員氏名		
			受検希望月日	

右再検査を受けたいので申請する

年 月 日

申請者住所

鳥取縣知事 殿 氏名

印

検査数量	等級
特上	特
特	一等、二等
は上等	又は三等
	並又は四等
	外規格外

手数料納付額 円 銭 内稟権額 円 銭

検査手数料(納收証票)貼付場所

第二條 條例第一條の規定による検査は毎年七月十日から九月十日までの間に縣外に搬出する「すいか」についてこれを行う。

(合格の標準)

第三條 條例第四條の規定による合格の標準は次の各号に基きこれを定める。

- 一、形状が齊一であること
- 二、熟度が適切であること
- 三、病虫害に侵かされていないこと

(検査の証印)

第四條 條例第五條第二項の規定による証印は別記第一号様式の通りとする。

(手数料の納付)

第五條 條例第十條の規定に基き検査手数料は検査申請書に「鳥取縣「すいか」検査証紙」(以下証紙という)を貼付してこれを納付しなければならない。

(証紙)

第六條 証紙は別記第二号様式の通りとし出納長の印章

を押捺してこれを発行する。

(証紙売捌人)

第七條 証紙は知事において指定する証紙売捌人(以下売捌人という)が売捌きする。

2 売捌人に対しては額面の百分の三に相当する金額を売捌手数料として交付する。

第八條 売捌人証紙の交付を受けようとするときは所要証紙を別記第三号様式による請求書により知事に請求し現金と引換にその交付を受けなければならない。

第九條 損傷又は汚染した証紙はこれを使用することはできない。

第十條 この規則改廃のため使用することのできない証紙又は証紙の取扱を廃止したため売り渡し未済となつた証紙は不用となつた日から一箇月以内に限りこれを返還することができる。

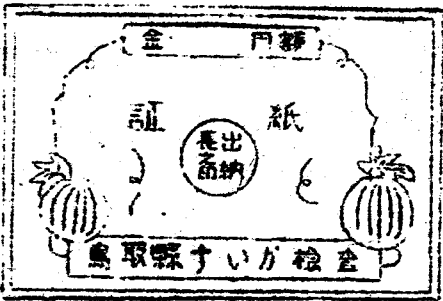
附 則

第十一條 この規則は公布の日から施行し鳥取縣「すいか」検査條例施行の日から適用する。

別記第一号様式



別記第二号様式



第一 円徑 三三、五ミリメ
第二 〇、〇
第三 〇、〇
第四 一九、〇
肉色 赤

縦 二纏
横 三纏

別記第三号様式 (半紙判)

鳥取縣「すいか」検査証紙交付請求書

種類	数量	金額	備考

右鳥取縣「すいか」検査証紙の請求を致します

昭和 年 月 日

郡 村

申請者

鳥取縣知事 殿

印

00970

鳥取縣公報

昭和二十五年八月五日
号
外 土 曜 日

本報ノ大キサハ 規格A五判

選 舉 告 示

◇選舉告示第六号

昭和二十五年八月十五日執行の鳥取縣中部海区漁業調整委員會委員選舉につき次のとおり立候補の届出があつた。

昭和二十五年八月五日

鳥取縣中部海区漁業調整委員會委員選舉選挙長 塚 本 邦 夫

届出月日	委員候補者氏名 (法人の名称)	通称	党派	職業	性別	生年月日	住所(事業場の所在地)
八月五日	浜本武喜	なし	無所属	漁業	男	大正十年 二月二十二日	東伯郡下北條村大字松神 八二九番地
八月五日	羽田賢藏	なし	無所属	漁業	男	明治二十七年 三月十三日	東伯郡由良町大字由良宿 一二七七番地
八月五日	坂根源一郎	なし	無所属	漁業	男	明治二十四年 五月二十四日	氣高郡青谷町大字長和瀬 五五番地の三
八月五日	市橋亀八	なし	無所属	漁業	男	明治三十年 七月二日	東伯郡泊村大字泊 一五四一番地

八月五日	北中亀治	なし	無所属	漁業	男	明治十七年十一月五日	東伯郡伯村大字泊
八月五日	長戸長七	なし	無所属	漁業	男	明治二十九年八月十七日	氣高郡青谷町大字青谷 二〇六一番地
八月五日	博田三太郎	繁十	無所属	漁業	男	明治二十五年三月六日	鳥取縣岩美郡網代村 二八一番地の二五

◇選挙告示第十号

昭和二十五年八月十五日執行の鳥取縣東部海区漁業調整委員会委員選挙につき次のとおり立候補の届出があつた。
昭和二十五年八月五日

鳥取縣東部海区漁業調整委員会委員選挙選挙長 兜 金 幸 一

届出月日	委員候補者氏名 (法人の名称)	通称	党派	職業	性別	生年月日	住所(事業場の所在地)
八月五日	博田三太郎	繁十	無所属	漁業	男	明治二十五年三月六日	鳥取縣岩美郡網代村 二八一番地の二五

昭和二十五年八月五日印刷
昭和二十五年八月五日発行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

発行所 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣印刷所